

第 26 回境川流域総合治水対策協議会の結果報告について

平成 23 年 4 月 18 日に開催された、境川流域総合治水対策協議会（名古屋市始め 10 市 2 町及び県にて構成）において、以下の項目を協議・確認し、今後も引き続き、積極的に総合治水対策を実施していくことを合意しましたので、お知らせします。

1. 流域対策の進捗状況等について

境川流域における流域対策の実施状況及び進捗状況等を報告し、今後も引き続き、雨水貯留浸透施設等の整備を進め、浸水被害の軽減を図っていくことを確認しました。（P. 2～3 参照）

2. 河川事業の進捗状況等について

境川・逢妻川・猿渡川等の河川改修事業の実施状況及び進捗状況を報告し、今後も引き続き、県と各市町との連携を密にして事業促進を図ることを確認しました。（P. 4 参照）

3. 特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定について

平成 22 年 11 月 22 日開催の第 25 回境川流域総合治水対策協議会の合意を受け、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年 6 月 11 日公布・平成 16 年 5 月 15 日施行）に基づき特定都市河川及び特定都市河川流域を指定するため、現在、県は国土交通大臣への同意の申請中ですが、同意後、速やかに指定日（平成 23 年度下半期を目途）が確定できるよう、引き続き、県及び 12 市町は協力して進めることを確認しました。

4. 総合治水 PR 活動の実施について

境川流域が一体となって取り組んでいる総合治水対策について、地域の皆様に、より一層理解していただけるよう「境川親子流域フォーラム」等を開催することとしました。（P. 5 参照）

境川流域 流域対策の進捗状況

市町村名	流域開発 に対する 必要対策量 (H21末) A (m3)	H21末までの 対策状況		H22末 対策状況			参考 流域整備計画の 必要対策量 (m3)
		総対策量	対策率	対策量	総対策量	対策率	
		B (m3)	B/A (%)	C (m3)	D=B+C (m3)	D/A (%)	
刈谷市	406,912	147,545	36%	933	148,478	36%	208,200
豊田市	807,504	404,194	50%	7,000	411,194	51%	175,200
安城市	185,428	100,495	54%	0	100,495	54%	84,000
大府市	481,772	339,706	71%	523	340,229	71%	126,600
知立市	213,536	68,648	32%	1,950	70,598	33%	208,800
豊明市	326,373	218,805	67%	3,100	221,905	68%	76,200
みよし市	513,591	300,026	58%	0	300,026	58%	167,400
東郷町	214,722	74,937	35%	0	74,937	35%	61,200
東浦町	198,269	144,092	73%	6,200	150,292	76%	49,800
合計	3,348,107	1,798,447	54%	19,706	1,818,153	54%	1,157,400

(A) 流域開発に伴う必要対策量

S55から現在までに、市街化調整区域を含め、開発された面積(ha)に、流域整備計画値と同様に600を乗じて算定したもの

(B) 流域対策量

S58の総合治水対策着手以降、現在までに整備された流域対策量

(D) 流域対策量

S58の総合治水対策着手以降、現在までに整備された流域対策量にH22に完了した市町整備の流域対策量を加えたもの

(参考) 流域整備計画必要対策量

総合治水対策協議会がS58. 8. 23に定めた「境川流域整備計画及び実施要領」に規定した計画値で、当時の市街化区域内の未利用地の面積(ha)に600を乗じて算定したもの

【背景】

○境川・猿渡川流域(流域面積264km²)の急激な都市化の進展による治水安全度の低下を克服するため、河川整備の促進とともに、流域の開発による洪水流出量の増大を抑制し、流域が従来有していた保水、遊水機能の維持、増大を図ることを目的として、「境川流域整備計画」が、昭和58年に策定され、総合治水対策が推し進められてきた。

○この間、流域の都市化率は約59%に達し、計画想定値の50%を上回り、開発に伴う必要対策量約335万 m³に対し、平成22年度末で約182万 m³(約54%)にとどまっている。

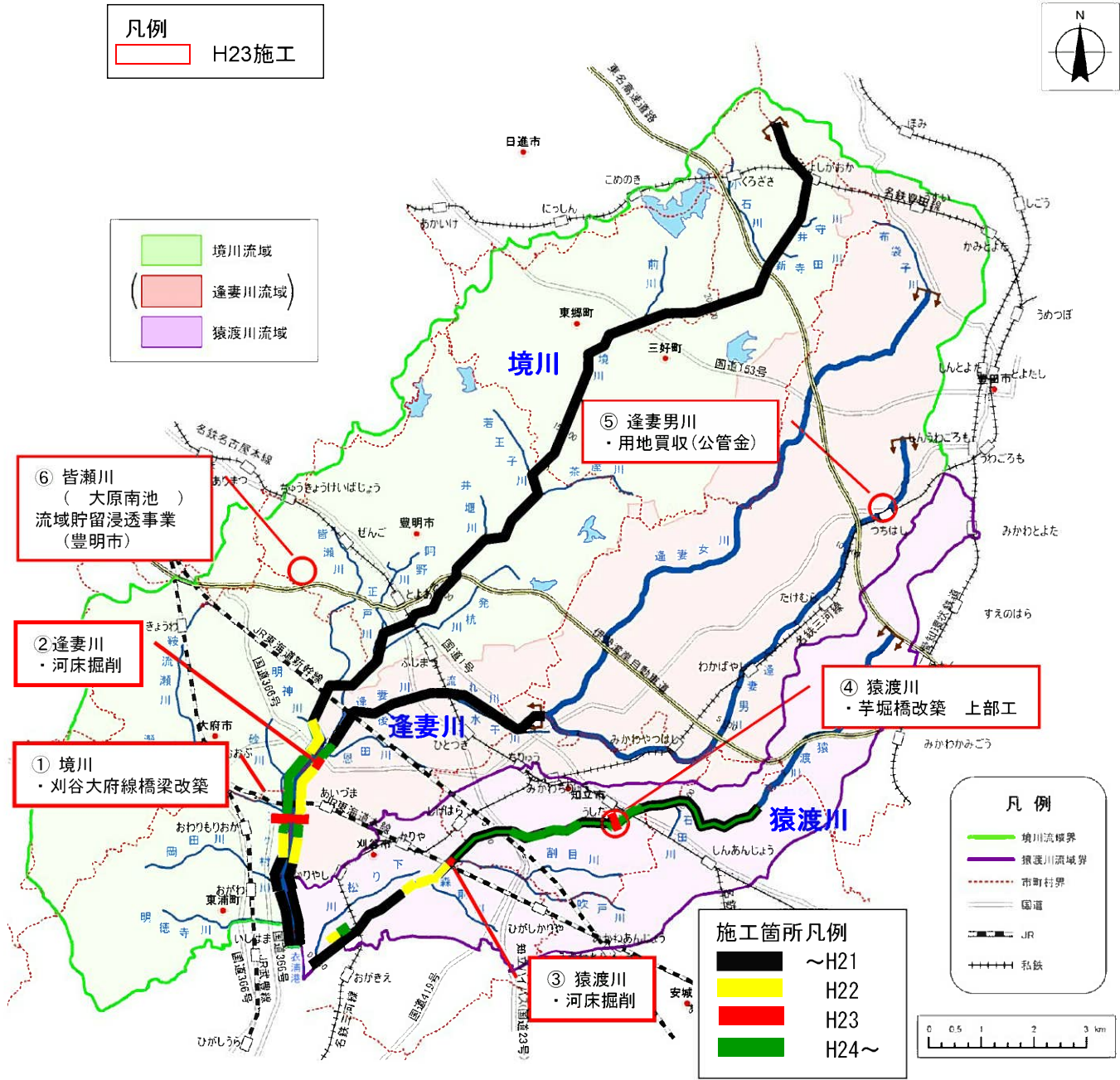
○平成22年11月22日の第25回境川流域総合治水対策協議会では以下が合意された。

「境川流域の総合治水対策を確実に進めるため「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を目指すことを合意し、県は国土交通大臣の同意手続きなどに着手する。」

●河川整備計画－河川管理者が河川法に基づき、今後20～30年間の治水、利水、環境に関する具体的な河川の整備に関して策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係行政機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

●流域水害対策計画－河川管理者・県知事・関係市町長・特定都市下水道管理者が共同して、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、今後20～30年間の河川整備と下水道等の内水対策を一体的に策定する計画で、学識経験者、関係住民及び関係機関からの意見聴取などの手続きを行い策定される。

河川事業の進捗状況等について



平成23年度の総合治水PR活動について

総合治水対策の意義・重要性に対する流域住民の理解と協力を得るため「総合治水推進週間（5月15日～21日）」が平成3年度に制定されました。新川・境川流域総合治水対策協議会ではその趣旨を受け、総合治水推進週間前後に総合治水対策のPR活動をそれぞれ実施しています。

○平成23年度のPR活動

親子流域フォーラム

流域内の親子（小学校高学年）にさまざまな治水施設を見学してもらうことにより、総合治水対策の意義と重要性を理解してもらいます。

境川:5月15日(日) アラタ公園地下貯留池、森岡排水機場 他

新川:5月22日(日) 青木川放水路、自然共生研究センター 他

（境川流域で公募による40組80名の親子が参加予定。当日は大型バスで回ります）

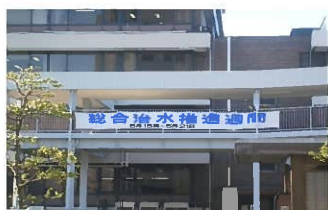
※ 応募は締め切らせていただいております。



ビジュアルボード（パネル）フェア

5月8日から9月16日までの1週間づつ、流域内各市町・建設事務所において、総合治水をPRする内容のパネルを持ち回りで展示します。（県庁地下通路は5/14～19に展示）

また、総合治水推進週間内には関係機関の各庁舎に懸垂幕等を掲出して週間をPRしています。（県庁正面玄関には横看板を5/14～19まで掲示）



ホームページによるPR

協議会にてホームページを作成し、県や各市町、民間で行われている総合治水対策を紹介するなど、住民等に向けて情報を発信しています。

<http://www.sougo-chisui.jp/>

（注：写真はH22実施状況）